



保護司

～人が好きだから

この地域が好きだから～

法務省保護局

「二期一会」の気持ちを大切に。
人と人が出会うことで更生保護は
成り立っているからです。



古川 進一さん

(保護司歴 8 年)

－保護司になったきっかけを教えてください。

「地域でお付き合いのある人が保護司をやっていたんです。その方が私の名前をあげてくれて。私も、どっちかって言うとまっすぐな性格なもので、その日のうちに、あまり考えずにいいですよと答えてしまったんですが、その後知り合いから「保護司引き受けたの？大丈夫？」っておどかさされて。自分は仕事もあったし、他にも色々やっていたんで、こりゃ大変だと、お断りに行ったんです。でもすでに話は進んでて(笑)。もう後には引けんなど結局お引き受けしました。」

－実際に保護司になって大変でしたか？

「まあなってしまうえば、何とかなるもんですよ(笑)。父も仕事が忙しい中、地域の役をやっていたんですが、仕事とは別の面白さがあったみたいで、とても生き生き活動していました。そんな姿を見ていましたし、実際やってみると、保護司仲間も助けてくれますし、なんだかんだ言っても結構やりがいがあるんですよ。「ああ地域とこうやって関わっていくのもいいもんだな」と。」





保護司会（※1）

保護司になると、それぞれの地域の保護司会に所属し、組織単位で活動することもあります。

更生保護サポートセンター（※2）

保護司・保護司会が、地域の関係機関・団体と連携しながら、地域で更生保護活動を行うための拠点のことです。



—保護司になって、地域とのかかわりはどうなりましたか？

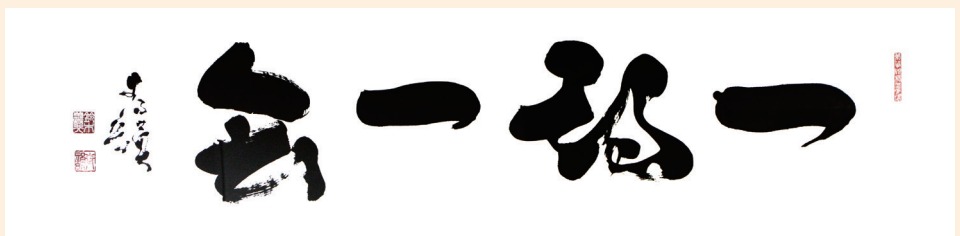
「もともと小学校でサッカーを教えたりはしていましたが、保護司になってから中学校のかかわりができて、地域運営委員という学校運営の関係の役もやるようになりました。その委員として月1回程度中学校に顔を出すんですが、それ以来、こどもたちから道端でよくあいさつされるようになりました。こどもたちがしっかり成長していくには、地域の大人たちが見守ってあげることが大切だと実感しています。」

—お仕事をされていて、お忙しいと思いますが。

「保護司仲間同士、無理のない範囲で助け合いながらやっていますからね。保護司は一人きりで活動するわけではない。うちの保護司会（※1）は更生保護サポートセンター（※2）があって、そこには、よく保護司仲間が顔を出してくれたり、いろんな相談の電話がかかってきたりします。保護司の悩みは誰にでも話せるものではないので、こういう仲間の存在って大事だと思うんですね。」

—これから保護司になれる方に向けて一言いただけますか。

「人とのかかわりを大切にしてほしいですね。私の好きな言葉は「一期一会」なんですけど、保護観察対象者と会うときも保護司仲間と会うときもいつもこの気持ちを大切にしています。人と人が出会うことで更生保護は成り立っているんだと思うんですよ。新しく保護司になった人はこうした一期一会の出会いを特に大切にしていってほしいですね。保護司は、人との出会いの大切さを実感できるやりがいのある仕事だと思っています。」





「酒井さんを泣かせたくないもんな」って。
うれしいけど、私じゃなくて、まずは
あなたの家族でしょって思うんですけどね
(笑)

酒井 佐喜子さん (保護司歴 24年)

－保護司になったきっかけを教えてください。

「実は私、一度保護司になることはお断りしているんですよ。当時下の娘がまだ義務教育だったもので。でもその娘が中学校を卒業したときに再度お話があったので、家族会議を開いたところ、その娘が「お母さん、私なら大丈夫よ」って言ってきて。それで何か人様のお役に立つことがあるならばと思い、お引きうけすることにしたんです。」

－保護司になる前から保護司のことはある程度知っていたのですか？

「全然（笑）。保護司については、なまじっか勉強するよりも、なっ
てから覚えても間に合うだろうと（笑）。私、楽観的なんですよ。」

－実際に保護司になってみてどうでしたか？

「保護司になったからといって何か生活が大きく変わったということ
はなかったですよ。保護司になってからわりと早い時期に非行少年を
担当しましたが、保護観察官が何でも相談に乗ってくれたので特に
困ったことはありませんでした。初めは緊張しましたがけれどもね、何
とかなるものです。」





—そのはじめて担当したケースのことを教えてください。

「16歳のちょっとやんちゃな男の子でしたけど、最初の頃その子となかなか会えなくてお母さんと連絡を取っていたんです。そしたらその子から「保護観察を受けるのは俺でしょ？何で俺の事情を聞いてくれないの」って言われたんです。その言葉を言われたとき、ハッとしました。どんなに事情はあっても、私はこの子を第一に考えてあげないといけないんだって。今でも担当するときは、このことを大事にしています。保護司として、それくらい大きなことを言われたなと思っています。」

—他にも何か心に残っていることはありますか？

「地域の警察の方とお話する機会があったんですが、そのとき警察の方が「我々も地域の子供たちを犯罪者にしたくてつかまえているわけじゃない。酒井さんが立ち直りの支援をするなら、こちらも協力するから」と言ってくれたんです。この言葉はとてもうれしかったですね。こうして地域みんなが一緒になって見守っていけたら、もっと暮らしやすい地域になると思うんですよね。」

—保護司を引き受けるか悩んでいる方にメッセージをください。

「そんなに構えて保護司云々ということはないと思うんです。背伸びすることないので、自分の背丈でできることをやればいいと思います。好き好んで犯罪をする人はいないわけですから、誰かが寄り添って話し相手になってあげて、それで立ち直りができるのであれば、こんな幸せなことはないと思います。それに、自分が担当した人が立ち直って、がんばっているところを見られたときって、保護司になって本当に良かったと心から思えますね。」



Q 更生保護とは何ですか。

A 「更生保護」とは、犯罪や非行をした人たちが再び罪を犯さず、社会の中で立ち直ることができるように助けたり、犯罪や非行を防止するための社会づくりのための活動をしったりする制度です。更生保護は、国だけでなく保護司を始めとする民間の方々と協力し合って推進されてきました。

Q 罪を犯した人の立ち直り支援をする意味を教えてください。

A ほとんどの場合、罪を犯した人もいずれは社会に戻ってきます。しかし、こうした人たちは、社会生活上様々な課題を抱えており、生活を軌道に乗せられず、結局、再び罪を犯してしまう例が後を絶ちません。実際、多くの犯罪が再犯によるものであり、一度罪を犯した人の支援をしっかりとしなければ、安全・安心な地域社会を実現することはできません。

Q 保護司はどのような活動を行うのですか。

A 大きく分けると、地域において次の活動をすることになります。

- ①罪を犯した人たちなどの立ち直りを支援する活動
 - ・犯罪や非行をした人たちの立ち直りを助けるための、見守り、指導、相談支援等
 - ・家族や働く場所など刑務所や少年院にいる人が帰ってくる場所の生活環境の調整
- ②地域における犯罪や非行を防止する活動
 - ・地域住民や学校等での啓発
 - ・更生保護に対する地域の協力者の確保

Q 保護司になる条件はありますか。

A 保護司は、更生保護の活動を通じて、自分たちが暮らす地域の安全・安心のために貢献するボランティアであると言えます。活動意欲があることや生活が安定していることのほか、保護司になるときに66歳以下であることも要件の一つとなっています。全国に約5万人いる保護司の経歴や地域での活動経験は様々であり、これまでの経験をもとに個性を生かしてそれぞれの地域で活躍しています。また、女性の保護司も年々増加しています（4人に1人は女性保護司）。

Q 罪を犯した人の相手をするのは自信がありません。

A 現在活動している保護司の多くが、初めの頃は様々な不安を抱えていました。しかし、罪を犯した人の立ち直り支援等は保護司だけで行うのではなく、必ず国の職員である保護観察官と役割分担をしながら行います。また、経験豊かな先輩保護司からもアドバイスがあります。多くの保護司が、やりがいと誇りを感じて犯罪をした人の立ち直り支援に取り組んでいます。

Q 保護司活動は忙しそうです。

A 確かに保護司活動の対象は広く、地域社会の期待も大きいものがあります。一方、仕事や家庭の事情により、活動できる時間がある程度限られてる場合もあります。保護司は市区町村単位などで保護司会という組織を構成していますが、活動に充てられるような時間などについては、保護司会の幹部によく御相談ください。

Q 保護司に対する国の支援にはどのようなものがありますか。

A 平素の活動に関しては、保護観察官や保護司会の幹部などが相談に応じていますが、それ以外に次のような支援も行っています。

- 一定の保護司活動については、活動により生じた実費を国がお支払いします。
- 活動のための移動の際に怪我をした、保護観察対象者等から損害を受けた（ただし、こうした事例はほとんどありません。）といった場合に補償する制度を用意しています。
- 一部の保護司会には「更生保護サポートセンター」が設置されており、ここでは、常時、先輩保護司の相談等が受けられるとともに、罪を犯した人との面接場所も提供できます。

保護司はこんな活動もしています！

① “社会を明るくする運動”

“社会を明るくする運動”は、すべての国民が犯罪や非行の防止と立ち直りについて理解を深め、それぞれの立場で力を合わせて犯罪や非行のない地域社会を築こうとする全国的な運動です。法務省が主唱し、毎年7月の強調月間を中心に、全国各地の保護司をはじめとした更生保護ボランティアが様々な活動を行っています。

② 学校との連携

保護司が学校を訪問し、児童生徒を対象に非行や薬物等をテーマとした非行防止教室を開催したり、保護司が学校やPTAと共同して地域パトロールや声掛け運動を実施することなど、子供の健全育成のために様々な取組を協力して行っています。

③ 自己研鑽

保護司になると、まず初めに保護司としての基本的な知識を身につけるための研修を受けることとなります。その後も、保護観察所が各地域ごとに年数回行う研修（地域別定例研修）に参加したり、保護司会が独自に行う研修（自主研修）に参加して、保護司として必要な知識及び技術の習得に努めています。

お問い合わせやご相談は